

令和5年度就学援助事業について



－ 大船渡市教育委員会 －

大船渡市では、経済的な理由により市内小中学校で教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など就学に必要な経費の一部を援助しております。援助を希望される方は、申請書に必要な事項を記入（又は関係書類を添付）の上、お子さんが通学されている学校に提出して下さい。市教育委員会では、提出のあった申請書を審査の上、認定いたします。

※内容については、国の制度改正や来年度の予算成立状況により変更になる場合があります。

I 対象となる方

児童生徒の保護者で市内に住所を有する方又は市内小中学校に在学する児童生徒の保護者で、次の要件のいずれかに該当する方。

- (1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 市民税非課税世帯の方
- (3) 児童扶養手当の支給を受けている方
- (4) その他経済的に困窮しており、就学に支障があると認められる世帯の方
(世帯及び生計を共にする同居者等の所得を合算した額が、生活保護基準額の1.3倍以下の方)



※認定要件の変更について

東日本大震災以降、震災で被害に遭われた世帯等については、認定要件が緩和されてきましたが、国の制度運用の変更により、令和2年度から、通常の認定要件と同様になっております。

【参考】生活保護基準額の1.3倍に相当する年間所得

- ・39歳,14歳の2人家族 …約200万円
- ・42歳,39歳,14歳の3人家族 …約230万円
- ・42歳,39歳,14歳,11歳の4人家族 …約270万円
- ・42歳,39歳,14歳,11歳,71歳,66歳の6人家族 …約330万円

※金額は、年齢や家族構成、社会保険料控除の状況などにより増減しますので、目安としてください。

II 援助内容

費目	概要	参考/令和4年度年間支給限度額(1人当たり)		
		小学校	中学校	
学用品費	通常必要とする学用品の購入費(筆記用具、副教材、体育用スック靴等)	11,630円	22,730円	
通学用品費 (1年生は対象外)	通常必要とする通学用品の購入費(通学用靴、雨靴、上履き、帽子等)	2,270円	2,270円	
校外活動費	校外活動に参加するため、直接必要な交通費及び見学料	宿泊無	1,600円	2,310円
		宿泊有	3,690円	6,210円
通学費	片道の通学距離が4km以上の小学生又は6km以上の中学生が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費(路線バスの定期券購入費)	40,020円	80,880円	
修学旅行費	修学旅行に参加するため、直接必要な交通費、宿泊費、見学料及び均一に負担すべきその他の経費	実費		
新入学児童生徒学用品費等 (入学準備金)1年生のみ	小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費(ランドセル、カバン、通学用服、雨靴、雨傘、上履き、帽子等)	54,060円	60,000円	
クラブ活動費	小学校又は中学校のクラブ活動に必要な用具等で、当該活動を行う児童生徒全員が個々に用意することとされているものについて、当該用具又はその購入費及び当該活動を行う児童生徒全員が一律に負担すべき経費	2,760円	30,150円	
生徒会費	小学校又は中学校の生徒会費(児童会費、学級費、クラス会費を含む。)として一律に負担すべきこととなる経費	4,650円	5,550円	
P T A会費	小学校又は中学校において、学校、学級、地域等を単位とするP T A活動に要する費用として一律に負担すべき経費	3,450円	4,260円	
オンライン学習通信費	ICTを通じた教育が、学校長若しくは教育委員会が正規の教材として指定するもの又は正規の授業で使用する教材と同等と認められるものにより提供される場合のオンライン学習に必要な通信費	7,000円	7,000円	
卒業アルバム代等	小学校又は中学校を卒業する際の、卒業アルバム及び卒業記念写真にかかる経費	11,000円	8,800円	
医療費	虫歯、中耳炎、結膜炎など学校保健安全法が定める疾病の治療に要する自己負担額(医療費、遠距離通院費)	実費 (無料受診券を交付)		
学校給食費	保護者が負担すべき学校給食費	教育委員会が直接北部学校給食センターに納入		

- ※1 要保護者（教育扶助費受給者）については、医療費及び修学旅行費のみ支給
- ※2 市外の小中学校に在学している方は、【学校給食費及び医療費以外】が支給対象となります。
（学校給食費及び医療費については、通学先の学校へお問い合わせ下さい。）
また、市外に住所を有する方は、【学校給食費及び医療費のみ】が支給対象となります。
（学校給食費及び医療費以外については、住所地の教育委員会へお問い合わせ下さい。）
- ※3 学校給食費に係る就学援助費は、教育委員会が直接、北部学校給食センターに納入します。
- ※4 入学準備金を受給した場合には「新入学児童生徒学用品費等」は支給されません。
- ※5 援助内容は変更となる場合があります。

Ⅲ 申請方法

「就学援助費受給申請書」に必要事項を記入押印（又は関係書類を添付）の上、下記により提出ください。

1. 提出期限 令和4年12月2日（金）

2. 提出先

児童生徒が現に小中学校に在籍している世帯
令和5年度新小学1年生のみの世帯

お子さんが通学している学校（新小学1年生も含め1枚に記載）
大船渡市教育委員会事務局学校教育課（大船渡市役所内）

なお、提出期限を過ぎた後も申請は受け付けますが、援助は認定を受けた日から対象となり、学用品費などは日割り又は月割り計算、新入学児童生徒学用品費等は支給対象外となります。

※ 申請書を記入される際は、次の点にご注意下さい。

- (1) 小中学校に兄弟がいる場合は、申請書1枚にまとめて記入し、小学校側に提出して下さい。
- (2) 申請書の記載事項に変更が生じた際は、速やかにお子さんが通学されている学校へ連絡願います。
- (3) 世帯員で令和4年1月1日時点で住民票が市外の方がいらっしゃる場合には、令和4年度所得証明書または令和3年分源泉徴収票など、令和3年中の所得が確認できる資料を添付してください。

Ⅳ 審査、認定

◎ 審査

市教育委員会では、申請者（保護者）や世帯の全員並びに同居者の所得や課税状況等を確認するため、関係公簿等を閲覧いたします。また、必要に応じて学校長等から意見を伺います。審査の結果は、教育委員会から、申請者（保護者）へお知らせいたします。

◎ 認定日 令和5年4月1日



Ⅴ 支給

学校長から支給対象額を確認した上、おおむね三半期毎に【ご指定の金融機関口座へ振込】いたします。
ただし、学校に支払うべき経費に滞納があるなど精算が必要な場合などは、学校長の判断に基づき、お子さんが通学している学校を通じて、現金（差額）支給する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

Ⅵ お問い合わせ

- 大船渡市教育委員会事務局 学校教育課 学務係（電話 27-3111、内線 273）
- お子さんが通学している学校